

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>（法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限）</p> <p>第四十八条の三 法第九十七条の二第二項に規定する保険会社の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>一 総資産（特別勘定又は積立勘定（第三十条の三第一項（第六十条三条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により設ける勘定をいう。以下この項及び第五十九条の二第一項第三号ロ(6)において同じ。）を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。次項第一号及び第四十八条の五第二項において同じ。）のうち同一人に対する運用に係る次に掲げる資産の額（その他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。）にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。次号において同じ。）を合計した額</p> <p>イ 当該同一人が発行する社債（短期社債（法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債及び同項第五号に掲げる短期社債をいう。第五十三条の二の二第二項、第五十三条の六の二第二項第三号及び第四百十条の三第一項第一号イにおいて同じ。）を除く。</p>	<p>（法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限）</p> <p>第四十八条の三 法第九十七条の二第二項に規定する保険会社の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>一 総資産（特別勘定又は積立勘定（第三十条の三第一項（第六十条三条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により設ける勘定をいう。以下この項及び第五十九条の二第一項第三号ロ(6)において同じ。）を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。次項第一号及び第四十八条の五第二項において同じ。）のうち同一人に対する運用に係る次に掲げる資産の額（その他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。）にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。次号において同じ。）を合計した額</p> <p>イ 当該同一人が発行する社債（短期社債（法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債及び同項第五号に掲げる短期社債をいう。第五十三条の二の二第二項、第五十三条の六の二第二項第三号及び第四百十条の三第一項第一号イにおいて同じ。）を除く。</p>

く。)及び株式(出資を含む。以下このイにおいて同じ。)(当該同一人が当該保険会社の子会社である次に掲げる者である場合における当該同一人が発行する株式を除く。)

(1)・(2) (略)

ロ〜ハ (略)

二 (略)

2・3 (略)

(金銭債権の証書の範囲)

第五十二条 法第九十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める証書は、次に掲げる証書とする。

一 譲渡性預金(払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。)の預金証書

二〜七 (略)

(業務運営に関する措置)

第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一〜六 (略)

七 第七十四条第一号及び第三号に掲げる保険契約に関し、生命保険募集人又は損害保険募集人が、次のイ又はロに掲げる保険契約の区分に応じ、当該イ又はロに定める対象期間ごとに、遅滞なく

く。)及び株式(出資を含む。以下このイにおいて同じ。)(当該同一人が当該保険会社の子会社である次に掲げる者である場合における当該同一人が発行する株式を除く。)

(1)・(2) (略)

ロ〜ハ (略)

二 (略)

2・3 (略)

(金銭債権の証書の範囲)

第五十二条 法第九十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める証書は、次に掲げる証書とする。

一 譲渡性預金(払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。第五十三条の二第一項第一号において同じ。)の預金証書

二〜七 (略)

(業務運営に関する措置)

第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一〜六 (略)

七 第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約に関し、生命保険募集人又は損害保険募集人が、一年ごとに、保険契約者に対し、当該保険契約に係る資産の運用状況を記載した書面を交付す

、当該保険契約に係る資産の運用状況を記載した書面（以下「運用報告書」という。）を作成し、保険契約者に交付するための措置

イ 第七十四条第一号に掲げる保険契約 一年（第八十三条第一号イ及びハに掲げる保険契約に該当する場合にあっては、三月）を超えない期間

ロ 第七十四条第三号に掲げる保険契約 一年
七の二（十）（略）

十一 第八十三条第一号イに掲げる保険契約の引受けに関し、次に掲げる措置（当該保険契約の保険契約者から法第百十八条第一項に規定する運用実績連動型保険契約に該当する保険契約を引き受けている場合に限る。）

イ 厚生年金基金が、厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第三十九条の十五第一項（年金給付等積立金の運用）の規定に違反するおそれがあることを知った場合において、当該厚生年金基金に対し、その旨を通知することを確保するための措置

ロ 厚生年金基金から厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百三十六条の四第三項（年金給付等積立金の運用に関する基本方針等）の規定により同項に規定する事項を示されたときに、当該厚生年金基金に対して、その示されたところに従って特別勘定に属する財産の運用を行うことによる利益の見込み及び損失の可能性について、当該厚生年金基金の知識、経験

るための措置

七の二（十）（略）
（新設）

、財産の状況及び保険契約を締結する目的に照らして適切に説明を行うことを確保するための措置

ハ 特別勘定に属する財産の運用に関して、厚生年金基金に対し、将来における金額が不確実な事項について、断定的判断を示さず、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げないことを確保するための措置

2
2
4
(略)

5 第一項第七号の「対象期間」とは、直前の基準日（運用報告書の作成の基準とした日をいう。以下この項及び次条において同じ。）の翌日（当該運用報告書が初めて作成するものである場合にあつては、特別勘定に属する財産の運用を開始した日）から当該書面の基準日までの期間をいう。

（運用報告書の記載事項）

第五十三条の二 運用報告書（法第十八条第一項に規定する運用実績連動型保険契約に係るものに限る。以下この条において同じ。）

には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、第二号、第三号及び第六号並びに次項各号に掲げる事項については、保険契約者が特定投資家である場合は、この限りでない。

一 当該運用報告書の対象期間（前条第五項に規定する対象期間をいう。以下この条において同じ。）

二 当該運用報告書の対象期間における特別勘定に属する財産の運用の経過（当該財産の額の主要な変動の要因を含む。）

2
2
4
(略)

(新設)

(新設)

-
- 三 特別勘定に属する財産の運用状況の推移
- 四 当該運用報告書の対象期間における特別勘定に属する財産の運用方針及び当該運用方針に従った投資が行われたかについての分析に関する事項
- 五 当該運用報告書の基準日の翌日以後における運用方針
- 六 当該保険会社とその財務又は業務（運用実績連動型保険契約に係るものに限る。）に関する外部監査を受けている場合において、当該運用報告書の対象期間において当該外部監査に係る報告を受けたときは、当該外部監査を行った者の氏名又は名称並びに当該外部監査の対象及び結果の概要
- 2 | 基準日における特別勘定に属する財産に対象有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第九十六条第四項に規定する対象有価証券をいう。第二百三十四条の二十四第一項第十五号において同じ。）が含まれているときにおける運用報告書には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、当該運用報告書の交付前一年以内に当該保険契約の相手方に対し交付した当該保険契約に係る契約締結前交付書面（法第三百条の二において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面をいう。）若しくは契約変更書面（当該保険契約の一部の変更に伴い当該契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものある場合において、当該変更すべき記載事項を記載した書面をいう。）又は運用報告書に次に掲げる事項の全てが記載されている場合は、この限りでない。
-

一 当該対象有価証券の名称、当該対象有価証券の価額の算出方法並びに当該対象有価証券に係る権利を有する者に当該価額を報告する頻度及び方法に関する事項

二 当該対象有価証券の発行者、当該対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下この号及び第四号において「ファンド資産」という。）の運用に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の保管に係る重要な業務を行う者並びにファンド資産の運用及び保管に係る業務以外の前号に掲げる事項（同号に規定する価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に限る。）に係る重要な業務に係る事務を行う者（次号において「ファンド関係者」という。）の商号又は名称、住所又は所在地及びそれらの者の役割分担に関する事項

三 当該保険会社とファンド関係者との間の資本関係及び人的関係

四 ファンド資産に係る外部監査の有無及び当該外部監査を受ける場合には当該外部監査を行う者の氏名又は名称

（金銭債権等と保険契約との誤認防止）

第五十三条の二の二（略）

2・3（略）

（事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出）

第八十三条 法第二百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（金銭債権等と保険契約との誤認防止）

第五十三条の二（略）

2・3（略）

（事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出）

第八十三条 法第二百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 生命保険会社の次に掲げる保険契約に係る法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項

イ 厚生年金保険法第百三十条第五項（基金の業務）及び第百三十条の二第二項（年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約）の規定に基づき厚生年金基金を保険契約者とする保険契約

ロゝカ （略）

二・三 （略）

（業務、経理に関する規定の準用）

第百六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四（第二項を除く。）、第五十三条の六から第五十三条の十二まで及び第五十九条の七の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第百九十九条において準用する法第百十五条第一項の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険

一 生命保険会社の次に掲げる保険契約に係る法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項

イ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百三十条第五項（基金の業務）及び第百三十条の二第二項（年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約）の規定に基づき厚生年金基金を保険契約者とする保険契約

ロゝカ （略）

二・三 （略）

（業務、経理に関する規定の準用）

第百六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四（第二項を除く。）、第五十三条の六から第五十三条の十二まで及び第五十九条の七の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第百九十九条において準用する法第百十五条第一項の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険

会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第三十九条及び第四十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第三百三十九条及び第四百三条の三並びに第六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「法第百条の二」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の二」と、同項第一号から第六号まで中「第七十四条第一号イ及び第三号」とあるのは「第百五十三号第一号イ及び第三号」と、同項第一号中「保険契約（第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。第五号から第七号までにおいて同じ。）」とあるのは「保険契約」と、同項第七号中「第七十四条」とあるのは「第百五十三号」と、同項第七号の二中「法第四条第二項第三号」とあるのは「法第百八十七条第三項第三号」と、第五十三条の二中「法第百十八条」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百十八条」と、「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十三条の二の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第百八十五条第一項に規定する支店等をいう。以

会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第三十九条及び第四十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第三百三十九条及び第四百三条の三並びに第六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「第七十四条第一号イ及び第三号」とあるのは「第百五十三号第一号イ及び第三号」と、同項第一号中「保険契約（第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。第五号から第七号までにおいて同じ。）」とあるのは「保険契約」と、同項第七号の二中「法第四条第二項第三号」とあるのは「法第百八十七条第三項第三号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第百八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の三中「業務」とあるのは「日本における業務」と、第五十三条の三

下同じ。)と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の三中「業務」とあるのは「日本における業務」と、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「法第九十九条の六中「特定関係者(第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。)」とあるのは「特殊関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第二項中「保険であつて」とあるのは「日本における保険業に係る保険であつて」と、第五十三条の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と、同条第三号中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本にお

四中「特定関係者」とあるのは「特殊関係者(法第九十四条第一項に規定する特殊関係者をいう。下同じ。)」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の六中「特定関係者(第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。)」とあるのは「特殊関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第二項中「保険であつて」とあるのは「日本における保険業に係る保険であつて」と、第五十三条の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と、同条第三号中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第五十九条の七中「法第一百一条第六項」とあるのは「法第九十九条において読み替えて準用する法第一百一条第六項」と、「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保

る保険契約者等」と、第五十九条の七中「法第一百一十一条第六項」とあるのは「法第九十九条において読み替えて準用する法第一百一十一条第六項」と、「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第一百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第一百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第一百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは

「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第一百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第一百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第一百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第一百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第一百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読

「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第四百六十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

(契約締結前交付書面の記載事項)

第二百三十四条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇九 (略)

九の二 当該特定保険契約が法第一百八条第一項に規定する運用実績連動型保険契約である場合にあっては、次に掲げる事項

イ 運用の基本方針

ロ 当該特定保険契約を締結する保険会社等若しくは外国保険会社等の財務又は業務(運用実績連動型保険契約に係るものに限る。)に関する外部監査の有無並びに当該外部監査を受けている場合にあっては、当該外部監査を行った者の氏名又は名称並びに当該外部監査の対象及び結果の概要

十〇十四 (略)

十五 第九号の二の特定保険契約が、当該特定保険契約の締結後に当該特定保険契約に基づき特定の銘柄の対象有価証券を投資の対

み替えるものとする。

(契約締結前交付書面の記載事項)

第二百三十四条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇九 (略)

(新設)

十〇十四 (略)

(新設)

象とする方針であるときににおける準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前各号に掲げる事項のほか、第五十三条の二第二項各号に掲げる事項とする。

2
(略)

(契約締結時交付書面の記載事項)

第二百三十四条の二十五 特定保険契約等が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項（特定保険契約の成立後遅滞なく顧客に保険証券等（保険証券及び法第二百九十八条の規定により読み替えて適用する商法第五百四十六条第一項（結約書作成及び交付義務）（法第二百九十三条において準用する場合を含む。）に規定する書面を総称する。以下この条において同じ。）を交付する場合にあつては、当該保険証券等に記載された事項を除く。）を記載しなければならない。

一〇六 (略)

六の二 当該特定保険契約が法第一百八条第一項に規定する運用実績連続型保険契約である場合にあつては、運用報告書を交付する頻度

七 (略)

2
(略)

2
(略)

(契約締結時交付書面の記載事項)

第二百三十四条の二十五 特定保険契約等が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項（特定保険契約の成立後遅滞なく顧客に保険証券等（保険証券及び法第二百九十八条の規定により読み替えて適用する商法第五百四十六条第一項（結約書作成及び交付義務）（法第二百九十三条において準用する場合を含む。）に規定する書面を総称する。以下この条において同じ。）を交付する場合にあつては、当該保険証券等に記載された事項を除く。）を記載しなければならない。

一〇六 (略)

(新設)

七 (略)

2
(略)